

東京都隊友会規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、社団法人隊友会(以下「隊友会」という)の隊友会地方組織に関する規則(平成8年7月8日施行隊友会規則第4号、以下「規則第4号」という)第11条に基づき、社団法人隊友会東京都隊友会(以下「都隊友会」と略称)の組織及び運営等について定めるものとする。

(地域)

第2条 都隊友会の地域は、東京都の全域とする。

(事業)

第3条 都隊友会は、国民特に東京都都民と自衛隊のかけ橋として、相互の理解を深めることに努め、もって地域社会の発展・安全に寄与するとともに、会員の親睦と相互扶助を図り、その福祉を増進するため次の事業を行う。

- 1 防衛に関する認識の普及高揚
- 2 自衛隊所業務に対する各種協力
- 3 機関誌・会報等の発行及び配布
- 4 会員の親睦と相互扶助に関すること
- 5 正会員で重度障害となった者、死亡した正会員、並びに殉職した賛助会員の遺族に対する援助
- 6 会員の福祉厚生に関すること
- 7 隊友会長から委嘱された事業
- 8 その他会の目的を達成するにふさわしい事業

第2章 組織

(会員の構成)

第4条 都隊友会の会員は、正会員、家族会員、特別会員及び名誉会員をもって構成する。

(基本組織)

第5条 都隊友会は、基本組織として支部を設ける。

2 支部は、原則として区及び市町村ごとに設置する。ただし、数個の区及び市町村を併せて一つの支部を設置することができる。

(地区支部協議会等の設置)

第6条 都隊友会は、地区支部協議会、職域支部、部会及び分会を設けることができる。

2 地区支部協議会は、地区の支部長が協議し支部相互の連携及び支部にまたがる事務の調整のため

に必要と認める場合に会長に上申のうえ設置することができるものとする。

第3章 会 員

(会員の所属)

第7条 正会員及び家族会員は、原則として居住地の支部に所属する。

2 東京都外に居住する正会員で、その勤務先が東京都内にある場合には、本人の選択により当分の間都隊友会の所属となることができる。

3 特別会員及び名誉会員は、原則として都隊友会が直接取り扱うものとする。

(入会手続)

第8条 入会手続は、隊友会規則第2号(入会要領に関する規則、平成8年7月8日施行)によるほか、次による。

1 入会希望者は、退職時には部隊等において、退職後には支部等を通じて入会の申込み手続を行うものとする。

2 入会希望者は、隊友会入会申込書兼会員カードに会費及び写真(2.5cm×3cm)を1枚添えて申し込むものとする。

3 入会申込み先は、原則として都隊友会事務局とする。

(退 会)

第9条 隊友会を退会しようとする者は、所属支部を通じ、その旨を会長に届け出るものとする

2 会員は、次の各号の1に該当する時は、退会したものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 会費の未納が2年以上

(3) 除名された時

(除 名)

第10条 会員が明らかに本会の名誉を毀損した場合、会長は理事会の承認を得て除名することができる。

(報 告)

第11条 会員は、居住地の移転、事故等があった場合、支部等を通じて都隊友会に報告するものとする。

(連 絡)

第12条 会員の異動が、都隊友会支部間又は他の都道府県隊友会との間に発生した場合には、本人又は支部からの報告により、都隊友会が所要の連絡通報を行うものとする。

(特別会員)

第13条 会長は、正会員、家族会員及び賛助会員以外の者で都隊友会の趣旨に賛同する者を特別会員として入会を承認することができる。

(名誉会員)

第14条 会長は、都隊友会のために多大の功績があり評議員会において承認された者を名誉会員とすることができる。

第4章 会費

(会費の額)

第15条 正会員の会費は、年額3000円とする。

2 家族会員の会費は、年額2000円とする。

3 特別会員の会費は、法人5万円以上、個人1万以上円を基準とする。

(会費の納入先)

第16条 会費の納入先は、原則として所属支部とする。

2 支部において会費の徴収ができない場合、又は支部に所属しない会員の納入先は、都隊友会事務局とする。

(会費の納期)

第17条 会費は、原則として当該年度分を12月末日までに納入するものとする。

(会費納入及び寄付状況報告)

第18条 支部は、毎年4月1日から翌年3月末までに取扱った会費納入及び寄付状況について、年会費・寄付の別並びに金額を記した会費納入及び寄付状況報告を、次年度の4月3日までに都隊友会に提出するものとする。

(拠出会費等の不返還)

第19条 納入済みのその他の拠出金品は、返還しないものとする。

(拠出金等)

第20条 支部等において事業推進のため必要ある場合には、当該支部等の議決により所属会員から会費以外の金品を拠出させることができる。

第5章 役員

(役員の種類)

第21条 都隊友会に次の役員をおく。

1 理事 5名以上50名以内(会長1名及び副会長若干名を含む。)

- 2 監事 2名又は3名
- 3 評議員 5名以上50名以内

(役員を選出)

第22条 都隊友会の理事と監事とは兼任することができない。

- 2 会長と副会長は、総会において選出し、会長は、隊友会会長の承認を受けるものとする。
- 3 評議員は、地区支部協議会長及び支部長の職にある者をもって充てるものとする。
- 4 会長は、3項のほか、理事会の承認を得て、定員の範囲内において評議員を委嘱することができる。

(役員職務)

第23条 会長は、都隊友会の会務を統括するとともに、定款及び規則第4号に定める委任事務を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、都隊友会の事務の遂行を図るほか、会長の指示により業務を分掌する。
- 4 監事は、都隊友会の資産会計及び業務の執行状況を監査するものとし、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期とする。

(役員解任)

第25条 役員心身の故障により職務の遂行に堪えないとき、又は役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中といえども、評議員会の議決により、これを解任することができる。

(隊友会本部評議員)

第26条 定款第11条及び隊友会規則第3号による都隊友会から選出される隊友会本部の評議員は、会長が理事のうちから指名し、本部に報告する。

第6章 顧問等

(顧問等の区分)

第27条 都隊友会に顧問、相談役及び参与を置く。

(顧問)

第28条 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(相談役)

第29条 都隊友会に相談役1名を置き、自衛隊東京都地方協力本部長に委嘱する。

(参 与)

第30条 会長は、会務遂行上必要と認める者、又は著しい貢献のあった者に対し、理事会の承認を得て委嘱することができる。

(顧問等の任務)

第31条 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問、相談に応じるほか、会長の要請により各会議に参加し発言することができる。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 都隊友会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員(常勤・有給)を置く。
- 3 事務局に関する規定は、理事会の議決により会長が定める。

第8章 会議

(会議の種別)

第33条 都隊友会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

(総 会)

第34条 総会は、正会員をもって構成し、原則として年1回開催する
総会は、正会員をもって構成し、原則として年1回開催する。

2 総会においては、次の事項のほか、会長が必要とする事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画の決定と事業報告の承認
- (3) 収支予算及び収支決算の承認
- (4) 予算を伴わない権利の放棄と義務の負担
- (5) 会長及び副会長の選出

3 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

4 総会の定数は、正会員の10分の1以上とする。

5 総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次のことを記載した作成するものとし、議事録には、議長及び議長の指名する出席者1名が署名するものとする。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席者の氏名又は出席人員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要

(6) その他参考となる事項

7 総会は、状況により評議員会をもってこれに代えることができる。

(理事会)

第35条 理事会は、理事をもって構成し、原則として各四半期ごとに開催する。

2 前項にかかわらず必要ある場合には、会長はそのつど理事会を招集することができる。

3 理事会においては、この規約において別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 総会又は評議員会で議決されたことの執行に関する事項

(2) 総会又は評議員会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 理事会の議長は、会長がこれにあたるものとする。

5 理事会の定足数は、構成員の3分の1以上とし、議事は出席者の過半数をもって議決する。

6 理事会の議事については、第34条の規定を準用して議事録を作成するものとする。

(評議員会)

第36条 評議員会は、評議員および理事をもって構成し、原則として年に2回、会計年度開始前及び年度末経過後2ヶ月以内に召集する。

2 前項にかかわらず必要ある場合には、会長は、そのつど臨時評議員会を召集することができる。

3 評議員会においては、次の事項を議決する。

(1) 理事及び監事の選出

(2) 事業計画の決定と事業報告の承認

(3) 予算の決定と決算報告の承認

(4) 規約の変更

(5) 予算の伴わない権利の放棄と義務の負担

(6) 役員解任

(7) その他都隊友会会長が必要と認めて付議した事項

4 評議員会の議長は、出席者の互選により選出する。

5 評議員会の定足数は、構成員の3分の1以上とする。

6 評議員会の議事は、出席者の過半数の賛成により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 評議員会の議事については、第34条の規定を準用して議事録を作成するものとする。

8 総会に代わるべき評議員会を開催する場合には、議長は開会の当初においてその旨を宣言するものとする。

(その他の会議等)

第37条 都隊友会は、本章の前各条のほか必要に応じて会議を開催することができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 都隊友会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)隊友会本部からの交付金
- (2)会費
- (3)事業による収入
- (4)寄付金品
- (5)利息、その他の収入

第39条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 地区支部協議会及び支部等が事業の遂行上、購入又は取得した物品は、地区支部協議会長又は支部長等において管理することができる。

(経費の支弁)

第40条 経費は、資産をもって支弁する。

第41条 会長は、毎会計年度開始前に翌年度収支予算案を作成し、評議会に提出して議決を得るものとする。

2 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に収支決算を行い、財産目録とともに監事の監査を受けて、これを評議員会に提出し、その承認を得たのち総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第42条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計事務処理要領)

第43条 会長は、都隊友会における会計事務処理の細部について、理事会の議決により別にこれを定めるものとする。

第10章 表彰及び感謝状等

(表彰の範囲)

第44条 表彰の範囲は、次表のとおりとする。

権 者	対 象 区 分
都隊友会長	1 表彰及び感謝状贈呈の内容が、都隊友会全般にわたる場合 (隊友会会長に申請する場合を除く。) 2 地区支部協議会長又は支部長が申請し、かつ、会長がこれを妥当と認めた場合
地区支部協議会長	1 表彰及び感謝状贈呈の内容が、地区支部協議会全般にわたる場合 2 支部長が申請し、かつ、地区支部協議会長がこれを妥当と認めた場合
支 部 長	表彰及び感謝状贈呈の内容が、支部全般にわたる場合

(表彰の対象及び条件)

第45条 表彰の対象は、所属正会員又は組織とする。

2 表彰の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員増勢の実績が特に良好であること
- (2) 各種活動を活発に行い、会務運営に著しい功績があること
- (3) 各種行事を意欲的に計画実施し、自衛隊の業務に対する協力又は国民に対する防衛思想の普及等に著しい功績があること
- (4) その他、特に各権者が必要と認めた場合

(感謝状贈呈の対象及び条件)

第46条 感謝状贈呈の対象は、部隊並びに部外の団体及び個人とする。

2 感謝状贈呈の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 隊友会の育成と拡充発展に寄与し、その功績が著しいこと
- (2) 隊友会行事に対する支援の功績が著しいこと
- (3) その他、特に各権者が必要と認めた場合

(表彰及び感謝状贈呈の手続き)

第47条 地区支部協議会長又は支部長は、第45条及び第46条の各号に該当するものある場合は、順序を経て会長に上申するものとする。

2 会長は、前項により上申された表彰及び感謝状贈呈の候補について、その可否、区分及び期日等を決定するものとする。

3 地区支部協議会又は支部において実施する場合の手続は、全各号に準ずる。

(表彰及び感謝状贈呈の実施)

第48条 前条第1項による上申は、原則として年度末とし、表彰等は総会時に行うを例とする。ただし、急を要するものについては、その都度行うものとする。

2 地区支部協議会又は支部において実施するものについては、前項に準じて行うものとする。

(第1種功労賞の適用)

第49条 会長の表彰を受けた正会員が装着できる第1種功労賞は、Ⅱ型とする。

2 地区支部協議会長又は支部長の表彰を受けた正会員が装着できる第1種功労賞は、Ⅲ型とする。

第11章 支部等の組織

第1節 支部

(呼称)

第50条 支部は、その区及び市町村名又は職域名を冠称する。この場合、区及び市町村の文字は省略することができる。

2 支部は、「隊友会」に地域名又は職域名のみを冠して略称することができる。

(支部の任務)

第51条 支部の人目は、次のとおりとする。

- (1) 隊友会の基本単位として隊友会の事業活動を行うこと
- (2) 会員の親睦実践の核心となること
- (3) 都隊友会から委任された事務を実施すること
- (4) 分会等を設けた場合には、これを総括、指導、調整すること
- (5) 新会員の加入を勧誘し、その拡大・強化に努めること
- (6) 自衛隊業務に協力すること

(支部の事務)

第52条 支部は、通常次の事務を処理する。

- (1) 会員名簿(会員カード等)の整備記入
- (2) 会費の徴収
- (3) 機関誌等の配布
- (4) その他、都隊友会から事業計画等に基づき委任された事務及び当該支部の総会等で議決された事項

(支部の役員)

第53条 支部には次の役員をおく。

- (1) 理事 所属会員数に応じた適宜の数(支部長1名及び副支部長若干名を含む。)
- (2) 監事 2名以内

(役員の仕事)

第54条 支部長は、支部を代表し、この規約に定めるところにより支部の事務を処理する。

2 支部長以外の役員は、支部長を補佐してその業務にあたる。

(役員を選任)

第55条 理事及び監事は、支部の総会において選任する。

2 支部長は、支部会員の互選による候補者を会長に推薦して、その委嘱を受けるものとする。

3 副支部長は、理事の互選により選任する。

(顧問、相談役及び評議員)

第56条 顧問、相談役及び評議員を委嘱することができる。

(分会)

第57条 支部は、地域の特性、その他の理由により適宜分会を設置することができる。

2 分会の活動を行う際には、本規約の関連条項を準用するものとし、必要な場合は、支部長はその催促を作成することができる。

第2節 地区支部協議会

(地区の区分)

第58条 都隊友会は、次のとおり地区を区分する。

- (1)城東地区(江東区、隅田区、台東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、文京区をいう。)
- (2)城南地区(千代田区、中央区、港区、品川区、大田区、目黒区、渋谷区、世田谷区をいう。)
- (3)城北地区(豊島区、新宿区、中野区、杉並区、練馬区、板橋区、北区をいう。)
- (4)府中地区(府中市、調布市、狛江市、三鷹市、武蔵野市、小金井市、西東京市、多摩市、稲城市をいう。)
- (5)小平地区(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、国立市、国分寺市、東大和市をいう。)
- (6)立川地区(立川市、武蔵村山市、昭島市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、日の出町、瑞穂町、奥多摩町、檜原村をいう。)
- (7)八王子地区(八王子市、日野市、町田市をいう。)

(地区支部協議会長の委嘱)

第59条 地区支部協議会会長は、地区内の支部長が協議して推薦したものに会長が委嘱する。

(呼称)

第60条 地区支部協議会会長は、その地区名を冠し、社団法人隊友会東京都隊友会〇〇地区支部協議会を呼称する。

2 地区支部協議会は、「隊友会」に地区名を冠して呼称することができる。

(役員)

第61条 地区支部協議会の役員については、本節に明示されるもののほか、この規約第5章の各条項を準用する。

(役員報告)

第62条 地区支部協議会において役員を選任した場合は、これを都隊友会に報告するものとする。

(評議員)

第63条 地区支部協議会の評議員は、各所属支部からそれぞれ推薦された5名以内の人員をもって構成する。

(顧問及び相談役)

第64条 地区支部協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

(会計)

第65条 地区支部協議会の所要経費は、協議会自らの事業収入及び寄付等によりこれをまかなうものとする。

- 2 地区支部協議会は、評議員会の議決により、所属支部から所要額を拠出させることができる。
- 3 会計報告については、支部の例による。

第3節 部会

(部会)

第66条 会員の出身、職種、部隊及び環境等により、それらを中心として部会を設けることができる。

第12章 規約の変更

(規約の変更)

第67条 この規約の変更は、評議員会において、その構成員の2分の1以上の同意を得たのち、総会の議決を得て行うものとする。

第13章 雑則

(委任)

第68条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施について必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て定める。

2 各地区支部協議会及び支部等において、会務遂行にあたり必要な場合は、その催促をそれぞれの理事会の議決により、各地区支部協議会長及び支部長等が定めることができる。この場合は、会長に報告するものとする。

付則

- 1 この規約は、平成8年9月27日から施行する
- 2 この規約の施行の日から、昭和54年3月1日制定の規約はこれを廃止する。
- 3 支部等において、この規約の定めるところに移行し難い場合には、当分の間従前の例により事務を処理することができる。

(注) 本規約の沿革

- 1 昭和35年3月26日制定即日施行(昭和35年12月27日 社団法人認可指令第4号)
- 2 昭和38年9月19日 全文改正即日施行
- 3 昭和44年6月8日 全文改正即日施行
- 4 昭和47年9月20日 一部改正即日施行
- 5 昭和49年9月20日 一部改正即日施行
- 6 昭和54年3月1日 全文改正即日施行
- 7 昭和60年11月16日 一部改正即日施行
- 8 平成8年9月27日 全文改正即日施行
- 9 平成13年5月18日 一部改正即日施行
- 10 平成14年5月17日 一部改正即日施行